

佐倉市八街市酒々井町消防組合人事行政運営等の状況

佐倉市八街市酒々井町消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民のみなさんにご理解いただくため、次のとおり公表します。詳しくは、消防本部総務課 043-481-1190(ダイヤルイン)へ。

1 職員の任免及び職員数に関する状況について

採用・退職者数

採用者数	退職者数
4人	4人

(採用者数は平成21年度分、退職者数は平成20年度分)

職員数の状況

平成20年	平成21年
372人	372人

(各年4月1日現在)

八街市併任職員3人を除く。

2 職員の給与の状況について

職員の平均給与月額等

職 種	平成21年4月1日現在				平成22年4月1日現在			
	平均年齢	平均給与月額		諸手当	平均年齢	平均給与月額		諸手当
		給料	諸手当			給料	諸手当	
消防	40歳11月	436,143円	338,630円	97,513円	41歳1月	435,835円	337,955円	97,880円

(注)給与月額とは、月々支給される給料(基本給)と諸手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当を除くすべての手当)の合計をいいます。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

勤務時間の状況(平成22年4月1日現在)

	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
毎日勤務職員	8:30	17:15	12:00~13:00	/
隔日勤務職員	8:30	8:30(翌日)	12:00~13:00 17:15~18:15 20:00~6:00(翌日) *内6時間30分	15:00~15:15 (翌日)7:00~7:15

4 職員の分限及び懲戒処分等の状況について

職員の分限処分等の状況

降任	免職	休職	降給
0	0	3	0

(平成21年度)

(注)「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分です。

職員の懲戒処分等の状況

戒告	減給	停職	免職
0	0	0	0

(平成21年度)

(注)「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

5 職員のサービスの状況について

年次有給休暇の状況

平均使用日数	取得率
8.0日	20.3%

(平成21年)

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について（平成21年度）

職員の消防業務等に関する基礎研修及び専門研修として、消防大学校、千葉県消防学校、救急振興財団などの救急救命士研修及び千葉県自治研修センターなどの各種研修機関などを利用し、階層別、職務別研修などを実施しております。

また、消防組合独自の職員研修として、人事評価者研修などを実施しております。

更に、全職員を対象とした安全運転講習や職員の一般教養に関する研修会などを実施し、職員の消防、その他の分野における能力アップを目的とした研修なども実施しております。

また、職員の執務について、定期的に能力や実績などに関しての勤務成績の評定を行い、その評定の結果に基づき、昇任などを行っております。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況について（平成21年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全責任者、安全責任者、総括衛生管理者、衛生管理者及び産業医などの選任、及び総括安全関係者会議、安全関係者会議、衛生委員会などを設置し運営を行っております。

また、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、採用時健康診断及び産業医による職場巡視などを実施しております。

8 千葉県市町村公平委員会の業務の状況について（平成21年度）

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況 該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし